

現行の合併特例法について

近年の市町村合併の状況

平成11年3月31日
3232

▲ 1505

平成22年3月31日
1727

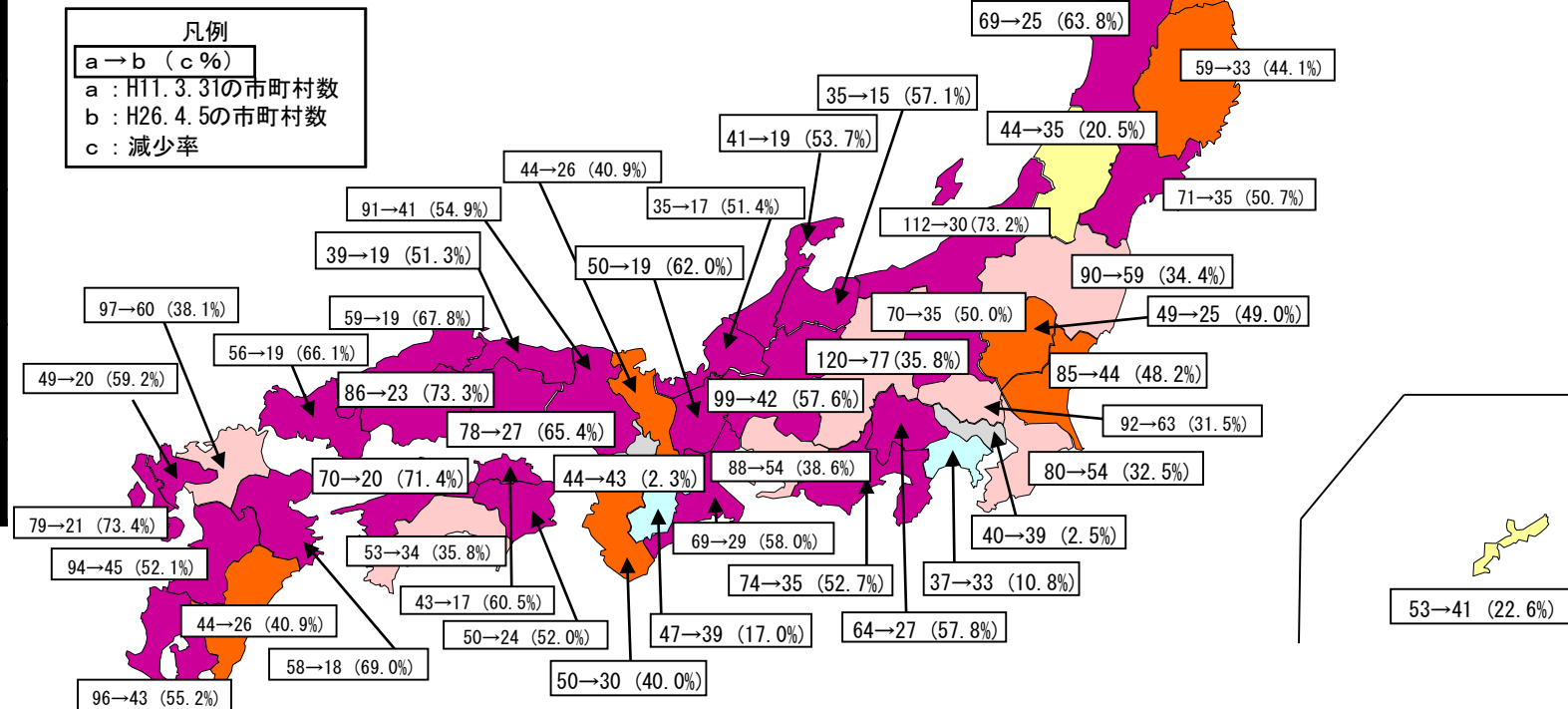
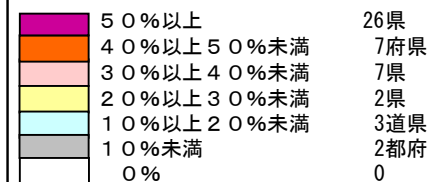
▲9

平成26年4月5日
1718

		S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H18.3.31	H22.3.31	H26.4.5
市 町 村 数		9,895	3,466	3,232	1,821	1,727	1,718
	人口1万人未満	—	—	1,559	489	482	512
平均人口(人)		7,864	24,555	36,766	65,499	68,970	68,581
平均面積(k㎡)		37.5	106.9	114.9	204.0	215.6	216.7

	合併 件数 (合併関係 団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下 H11.4.1～ H18.3.31	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前) H17.4.1～ H22.3.31	61 (156)	95
新法下 (改正後) H22.4.1～	7 (16)	9
計	649 (2,163)	1,514

市町村数の減少率（H11.3.31→H26.4.5）



※ 現行合併特例法による合併68件を含む。

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」

(第29次地方制度調査会答申)(抄)(H21.6)

第1 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

1 市町村合併をはじめとした基礎自治体についての現状認識

(3) 基礎自治体に関する残された課題

(略) 全体的に見た場合には市町村合併は相当程度進捗したものの、市町村合併の進捗状況には、地域ごとに大きな差異が見られ、なお、次のような課題が残されている。

① 小規模市町村における行財政基盤の強化

小規模市町村は依然として多く、例えば人口1万未満の市町村は471団体(平成22年3月23日見込み)存在し、特に市町村合併の進捗率が低い都道府県に数多く所在しており、多様な取組により小規模市町村の行財政基盤を強化することが課題となっている。

② 将来的に合併の必要性を認識している市町村の存在

合併が行われなかった市町村の中には、将来的な合併の必要性を認識しながら、様々な理由や背景によって合併を実現できなかった市町村も多い。また、合併市町村についても、当初とは異なる枠組みで合併が行われたものもあり、飛び地が生じた地域も見られる。

③ 大都市圏の市町村が抱える課題

大都市圏においては、市町村合併の進捗率が低く、面積が小さな市町村が数多く存在しており、行政サービスの受益と負担が一致しておらず、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりの観点から、合併や広域連携などを含めて、行政運営の単位のあり方が問われている。

2 これからの基礎自治体のあり方

(2) 今後における市町村合併の支援のあり方

(略)

今後の人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況を踏まえ、基礎自治体としての重要な役割や市町村が抱える課題に対応するためには、今後とも、市町村の行財政基盤を強化していく必要がある。

しかしながら、平成11年以来、強化された財政支援措置等により全国的に行ってきた合併推進運動も10年が経過し、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえれば、従来と同様の手法を続けていくことには限界があると考えられる。

したがって、平成11年以来の全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限である平成22年3月末までで一区切りとすることが適当であると考えられる。

その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に対して必要な支援措置を講ずることが適当である。

(略)

(3) 事務処理方策に関する基本的な考え方

現在、市町村が置かれている状況や課題は多様であり、今後の市町村における事務処理のあり方を考えるに当たっては、このような市町村の多様性を前提にして、それぞれの市町村が自らの置かれた現状や今後の動向を踏まえた上で、その課題に適切に対処できるようにする必要がある。

このため、市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすべきである。

(略)

3 今後の対応方策

(1) 市町村合併に関する方策

市町村合併は、行財政基盤の強化の手法の一つとして、今後もなお有効であると考えられ、現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要である。

この法律においては、具体的には、合併の障害を除去するための措置や住民の意見を反映させるための措置(合併特例区、合併に係る地域自治区等)等を定めることが適当である。

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」

(第30次地方制度調査会答申)(抄)(H25.6)

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

2 基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題

(1)市町村間の広域連携や都道府県による補完の必要性

人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。

(略)

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」

(第31次地方制度調査会答申)(抄)(H28.3)

第2 行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制

1 広域連携等による行政サービスの提供

(1)地方圏

① 基本的な認識

これまでも、自主的な市町村合併や事務の共同処理等、他の主体と連携して行政サービスを提供する取組が行われてきたところであり、今後も、基礎自治体である市町村が、これらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の概要

※市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第10号)による改正後

- 平成の合併(平成11年4月～平成22年3月)後においても、平成22年改正後の現行合併特例法により、市町村合併の**円滑化**のために以下の措置を設けて、行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。

○ 議会の議員の定数又は在任に関する特例(第8条・第9条)

- <定数特例> 編入合併の場合、人口に応じて合併市町村の議会の議員の定数を増加し、編入される旧市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。
- <在任特例> 合併後の一定期間に限り、旧市町村の議員が新市町村の議員として在任することができる。
(編入合併の場合は編入先市町村議員の残任期間まで、新設合併の場合は合併後最大2年まで)

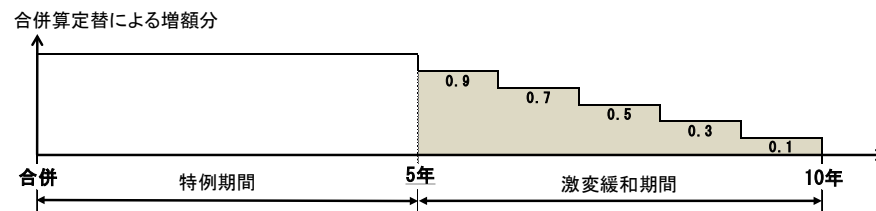
○ 地方税に関する特例(第16条)

合併に伴う住民の税負担の急激な増加を緩和するため、合併後5年度に限り、

- ① 不均一課税・課税免除をすることができる。
- ② 合併により人口30万以上となった場合であっても、引き続き事業所税を非課税とする。
- ③ 合併により三大都市圏の市となった場合、農地を宅地並課税の対象としない。

○ 合併算定替(第17条)

合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定(合算額を措置。)



○ 住民発議・住民投票(第4条・第5条)

- ・ 有権者の50分の1以上の者の連署をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。
- ・ 当該請求が議会において否決され、かつ、市町村長が住民投票の請求をしなかった場合には、有権者の6分の1以上の連署をもって合併協議会の設置について住民投票の請求をすることができ、有効投票総数の過半数の賛成があった場合には、合併協議会を設置。

○ 合併特例区(第26条～第57条)

地域住民の声を行政運営に反映するために、合併前の旧市町村の区域に合併特例区(※)を設置することができる。

※ 旧市町村区域の事務を処理、法人格を有する、区長は必置、設置期間は5年以内、公の施設の設置管理可能、予算編成権あり。

- 平成22年4月1日施行。**令和2年(平成32年)3月31日失効。**

合併特例法の変遷

- ・市町村合併推進のための方策を削除
- ・合併の障害除去のための措置は存置

「平成の合併」推進期間

	旧合併特例法 (平成7年改正)	旧合併特例法 (平成11年改正)	新合併特例法 (平成16年制定) ※平成22年3月31日までの時限法	新合併特例法 (平成22年改正) ※令和2年3月31日まで期限を延長
規 目 定 的		「自主的な市町村の合併を推進」		「自主的な市町村の合併の円滑化」
国・都道府県の関与	市町村に対する、必要な助言、情報の提供等	都道府県及び市町村に対する、必要な助言、情報の提供等 合併協議会の設置勧告 (内閣に市町村合併支援本部を設置し、市町村合併支援プランを策定)	総務大臣が市町村合併推進のための基本指針を策定 都道府県は基本指針に基づき、市町村合併推進に関する構想を作成	合併推進に向けた国、都道府県による関与を廃止 都道府県及び市町村の求めに応じた助言・情報提供等
市となるべき要件の特例	人口要件 5万人	人口要件 4万人 (H10年改正)	人口要件 3万人 (H12年改正)	特例の廃止 人口要件5万人
住民発議	市町村長に対する合併協議会の設置請求 〔有権者の50分の1以上の署名〕	すべての関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合には、各市町村長に対し合併協議会設置協議について議会への付議を義務付け		
住民投票		(H14年改正) 合併協議会の設置についての住民投票制度の導入		
地域自治		地域審議会制度の創設(H11年改正)、 合併特例区、地域自治区制度の創設(H16年改正)		
その他	・議員の定数・在任特例の拡充	※ 平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、旧合併特例法の規定を適用(平成16年の旧合併特例法の改正による経過措置)		

市町村合併に係る主な財政措置の推移

「平成の合併」推進期間

	旧合併特例法 (H7年度～H10年度)	旧合併特例法 (H11年度～H17年度)	改正前合併特例法 (H17年度～H21年度)	現行合併特例法 (H22年度～R元年度)
合併算定替(普交)	合併後一定期間は普通交付税を旧市町村単位で算定の上で合算 合併後5年 (その後5年は段階的に縮減)	合併後10年 (その後5年は段階的に縮減)	合併後5～9年 (期間は合併年度による) (その後5年は段階的に縮減)	市町村の自主的な合併を円滑化する措置であるため存置 合併後5年 (その後5年は段階的に縮減)
合併補正(普交)	合併後に生じる臨時的経費を交付税で措置するために基準財政需要額を増加	〔金額は人口や関係団体数に比例 (標準団体で6億、上限30億)〕	〔同左〕	合併補正は廃止 ↓ 合併後に必要となる最小限の経費は特別交付税で措置 (ソフト事業に限る)
地方債	<u>地域総合整備事業債</u> (合併まちづくり分) 合併市町村における一体的かつ効率的なまちづくりを支援 充当率 90% 交付税算入率 70%	<u>合併特例債(※1)</u> 《合併後10年間措置》 手厚い財政措置により幅広くまちづくりを支援 充当率 95% 交付税算入率 70%	<u>合併推進債(※2)</u> 《合併後10年間措置》 財政上の優遇措置を縮減し合併に伴い必要となる事業に重点化 充当率 90% 交付税算入率 40%	廃止 〔合併の推進に特化した事業費補正は廃止〕 ↓ 合併の円滑化に係る経費は地域活性化事業債の対象
補助金		市町村合併体制整備費補助金 ・旧市町村人口に応じて、旧市町村当たり6千万円～3億円を合算した額を補助		

(※1) 「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」(平成23年法律第102号。以下「合併特例債延長法」という。)により、平成23年度に合併特例債を起こすことができる合併市町村のうち、特定被災地方公共団体又は特定被災区域をその区域とする市町村については合併後25年度まで、それ以外の市町村については合併後20年度まで、合併特例債の発行が可能。

(※2) 合併特例債延長法を踏まえ、特定被災地方公共団体又は特定被災区域をその区域とする市町村については合併後20年度まで、それ以外の市町村については合併後15年度まで、合併推進債の発行が可能。

＜参考＞主な合併法制の沿革

昭和の大合併

平成の合併

S28.10.1 町村合併促進法(昭和28年法律第258号)

S31.6.30
S31.9.30 新市町村建設促進法(昭和31年法律第164号)

S36.6.29
S36.6.30
S40.3.28
S40.3.29 (新市町村建設促進法延長)※国・都道府県による勧告に係る規定等は失効

S40.3.28
S40.3.29 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

・合併の障害を除去するための措置

S50.3.28
S50.3.29 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭和50年法律第5号)

・10年間延長

S60.3.31
S60.4.1 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭和60年法律第14号)

・10年間延長

・指定都市を法律の適用対象に追加

H7.3.31
H7.4.1 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成7年法律第50号)

・10年間延長

・目的規定を「合併の円滑化」から「合併を推進」に改正

・合併協議会設置に係る住民発議制度の創設

※合併特例債の創設や合併算定替の期間延長(平成12年、14年にも、市制要件の緩和などの改正)

H11.7.16(※)

H17.3.31
H17.4.1 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)
※新法制定

・合併特例債廃止

・合併特例区制度を創設

・都道府県による市町村合併の推進に関する構想の策定

H22.3.31
H22.4.1 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第10号)

・10年間延長

・目的規定を「合併の推進」から「合併の円滑化」に改正

・合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与を廃止

R2.3.31

R2.4.1

第16次地制調答申(S49.12.19)(抄)

「市町村の合併の特例に関する法律」は昭和50年3月28日をもって失効するが、市町村の自主的な合併が行われる場合、その障害を除去するための特例措置を存置することは必要であるので、同法の有効期限を当分の間延長すべきである。

第20次地制調答申(S59.12.4)(抄)

市町村行政の広域化の要請に対処し、市町村の合併の円滑化を図るため、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用対象の拡大及び現行の特例措置の拡充について検討を加えた上、その有効期限を延長すべきである。

第24次地制調答申(H6.11.22)(抄)

市町村の自主的な合併を推進していくためには、市町村の合併が本来持つ効果が、一層確実に発揮されるよう、行財政上の支援措置を拡充・整備していく必要がある。

第27次地制調答申(H15.11.13)(抄)

現行の合併特例法の失効(平成17年3月31日)後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこととする。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法のような財政支援措置はとらないものとする。

第29次地制調答申(H21.6.16)(抄)

市町村合併は、行財政基盤の強化の手法の一つとして、今後もなお有効であると考えられ、現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要である。この法律においては、具体的には、合併の障害を除去するための措置や住民の意見を反映させるための措置(合併特例区、合併に係る地域自治区等)等を定めることが適当である。

平成22年4月以降の現行合併特例法下での市町村合併

- 現行合併特例法下でも、7件の市町村合併が行われた。
- いずれの事例でも、住民発議、議員の定数特例、地方税の特例、地域自治区の設置など、現行法の合併の障害を除去するための特例規定が活用されている。

新市名	愛知県西尾市	島根県松江市	岩手県一関市	栃木県栃木市		島根県出雲市	埼玉県川口市
合併期日	H23. 4. 1	H23. 8. 1	H23. 9. 26	H23. 10. 1	H26. 4. 5	H23. 10. 1	H23. 10. 11
合併方式	編入合併	編入合併	編入合併	編入合併	編入合併	編入合併	編入合併
関係市町村	西尾市、一色町、吉良町、幡豆町	松江市、東出雲町	一関市、藤沢町	栃木市、西方町	栃木市、岩舟町	出雲市、斐川町	川口市、鳩ヶ谷市
住民発議	なし	あり	なし	なし	あり	あり	なし
議員の取扱い	定数特例・在任特例なし	定数特例あり	定数特例あり	定数特例・在任特例なし	定数特例・在任特例なし	定数特例あり	定数特例あり
地方税の特例	旧3町の市街化区域農地課税に特例	法人市町民税、軽自動車税及び都市計画税は平成28年度まで不均一課税等	法人市町村民税は平成25年度まで不均一課税	なし	都市計画税は平成29年度まで不均一課税	なし	事業所税は平成25年度まで不均一課税
地域審議会等（合併時）	設置しない	旧東出雲町区域に地域協議会を設置（条例上）	旧藤沢町区域に地域自治区を設置（合併特例法）	旧西方町区域に地域自治区を設置（合併特例法）	旧岩舟町区域に地域自治区を設置（合併特例法）	旧斐川町区域に地域自治区を設置（一般制度）	設置しない

最近の市町村合併に向けた動き

○ 現行合併特例法下では、7件(6市)の市町村合併のほかに、次のような市町村合併に向けた動きが見られる。

※自治体等への聞き取り及び新聞報道等により総務省作成。

※人口はH27国勢調査による。

○長野県岡谷市(50,128人)・諏訪市(50,140人) ・下諏訪町(20,236人)

- ・H30.4 合併協議会の設置を求める署名活動の開始
- ・H30.6 3市町の住民が合併協議会の設置を請求(住民発議)
- ・H30.8 3市町の臨時議会で合併協議会の設置議案が上程されたが、3市町いずれにおいても否決

○京都府長岡京市(80,090人)・大山崎町(15,181人)

- ・H26.6 大山崎町の住民が合併協議会の設置を請求(住民発議)
- ・H26.6 長岡京市が大山崎町へ「議会に付議しない」旨回答

○福岡県北九州市(961,286人)・中間市(41,796人)

- ・H29.1 中間市の市民団体が合併協議会の設置を請求(住民発議)
- ・H29.4 北九州市が中間市へ「議会に付議しない」旨回答

○群馬県桐生市(飛び地)(114,714人)・みどり市(50,906人)

- ・H26.27 桐生市長が任意合併協議会設置を要請
- ・H26.12 両市の事務方の「新市建設研究会」設置
- ・H28. 5 みどり市が任意合併協議会設置見送りを回答
- ・R元 . 7 両市の行政連携を協議する「桐生・みどり未来創生会議」の設置を決定

○群馬県館林市(76,667人)・板倉町(15,015人)

- ・H27.12 板倉町の住民が合併協議会の設置を請求(住民発議)
- ・H28. 4 両市町の議会において合併協議会の設置を可決
- ・H28. 6 合併協議会を設置
- ・H31. 1 給食費無料化についての意見の相違が解消されず、協議会を概ね3年間休止することを決定

○神奈川県小田原市(194,086人) ・南足柄市(43,306人)

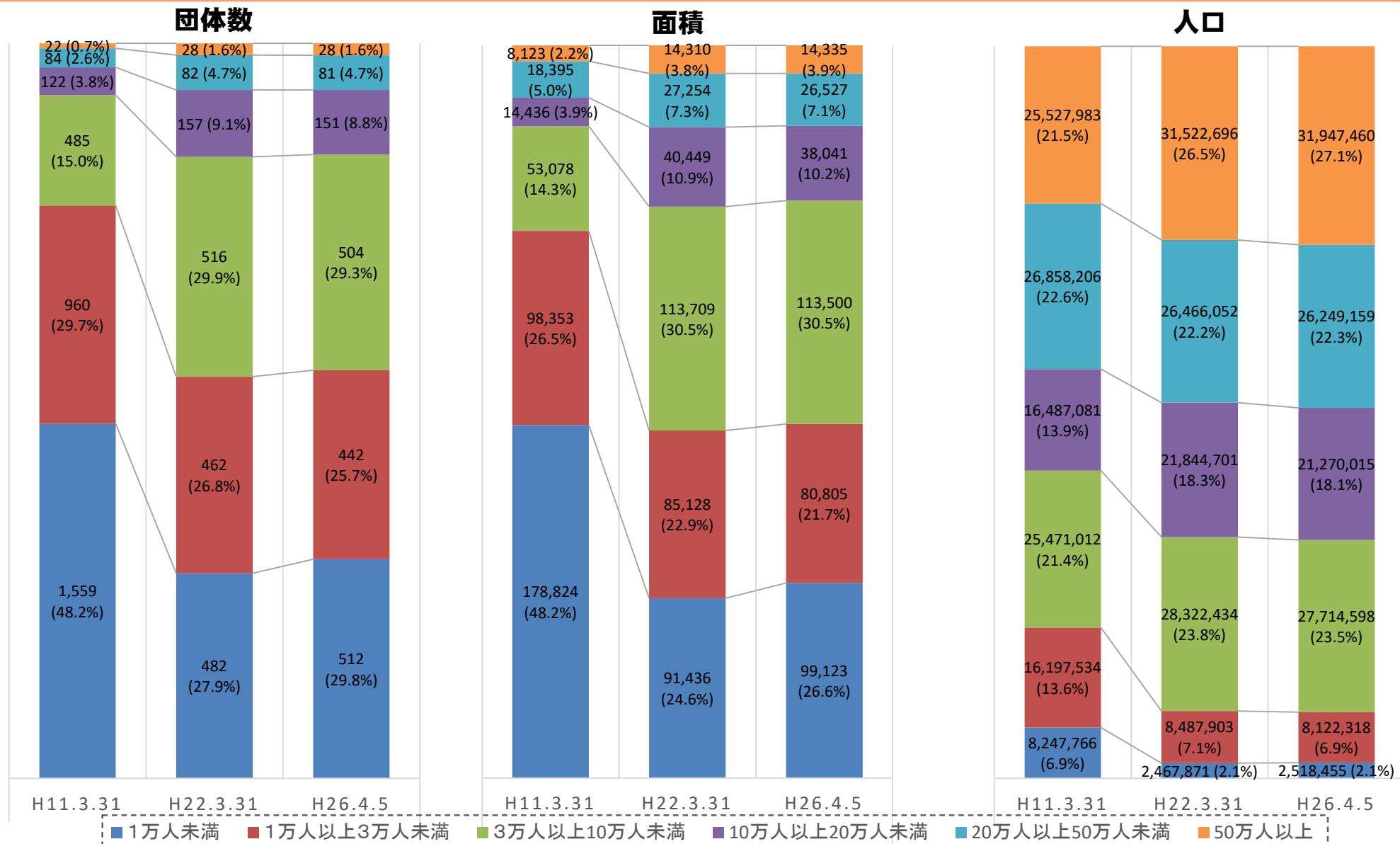
- ・H28.10 任意の合併協議会が設置され、H29.8まで定期的に協議会を開催
- ・H29.11 両市において、市民アンケートを実施。小田原市では合併賛成多数、南足柄市ではもう少し検討すべきという意見が多数
- ・H29.12 南足柄市長が市議会にて、合併するべきではない旨の発言をし、それを受け、小田原市長も市議会にて、南足柄市との合併協議の終了を明言

<その他の動き>

【大阪府「合併に関する研究会」】

- ・H30.12の「合併に関する研究会」報告書では、「国に対し、合併特例法の期限の延長を求めていく」との記載あり

近年の人口段階別の市町村の数・面積・人口の変化



※ H11.3.31の数値は、平成12年国勢調査（ただし、兵庫県篠山町、西紀町、丹南町、今田町の数値は平成7年国勢調査による。）、H22.3.31の数値は、平成22年国勢調査、H26.4.5の数値は、平成27年国勢調査による。

※ 東京都特別区は除く。

都道府県別市町村数の変遷

都道府県名	H11.3.31市町村数				H22.3.31市町村数				H26.4.5市町村数				減少率 (H11→H26)
		市	町	村		市	町	村		市	町	村	
北海道	212	34	154	24	179	35	129	15	179	35	129	15	▲ 15.6%
青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40	10	22	8	▲ 40.3%
岩手県	59	13	30	16	34	13	16	5	33	14	15	4	▲ 44.1%
宮城県	71	10	59	2	35	13	21	1	35	13	21	1	▲ 50.7%
秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	25	13	9	3	▲ 63.8%
山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	35	13	19	3	▲ 20.5%
福島県	90	10	52	28	59	13	31	15	59	13	31	15	▲ 34.4%
茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	44	32	10	2	▲ 48.2%
栃木県	49	12	35	2	27	14	13	0	25	14	11	0	▲ 49.0%
群馬県	70	11	33	26	35	12	15	8	35	12	15	8	▲ 50.0%
埼玉県	92	43	38	11	64	40	23	1	63	40	22	1	▲ 31.5%
千葉県	80	31	44	5	54	36	17	1	54	37	16	1	▲ 32.5%
東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	39	26	5	8	▲ 2.5%
神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1	33	19	13	1	▲ 10.8%
新潟県	112	20	57	35	30	20	6	4	30	20	6	4	▲ 73.2%
富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	15	10	4	1	▲ 57.1%
石川県	41	8	27	6	19	10	9	0	19	11	8	0	▲ 53.7%
福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	17	9	8	0	▲ 51.4%
山梨県	64	7	37	20	27	13	8	6	27	13	8	6	▲ 57.8%
長野県	120	17	36	67	77	19	23	35	77	19	23	35	▲ 35.8%
岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2	42	21	19	2	▲ 57.6%
静岡県	74	21	49	4	35	23	12	0	35	23	12	0	▲ 52.7%
愛知県	88	31	47	10	57	37	18	2	54	38	14	2	▲ 38.6%
三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	29	14	15	0	▲ 58.0%
滋賀県	50	7	42	1	19	13	6	0	19	13	6	0	▲ 62.0%
京都府	44	12	31	1	26	15	10	1	26	15	10	1	▲ 40.9%
大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	43	33	9	1	▲ 2.3%
兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	0	41	29	12	0	▲ 54.9%
奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	39	12	15	12	▲ 17.0%
和歌山県	50	7	36	7	30	9	20	1	30	9	20	1	▲ 40.0%
鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	19	4	14	1	▲ 51.3%
島根県	59	8	41	10	21	8	12	1	19	8	10	1	▲ 67.8%
岡山県	78	10	56	12	27	15	10	2	27	15	10	2	▲ 65.4%
広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	23	14	9	0	▲ 73.3%
山口県	56	14	37	5	19	13	6	0	19	13	6	0	▲ 66.1%
徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	24	8	15	1	▲ 52.0%
香川県	43	5	38	0	17	8	9	0	17	8	9	0	▲ 60.5%
愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	20	11	9	0	▲ 71.4%
高知県	53	9	25	19	34	11	17	6	34	11	17	6	▲ 35.8%
福岡県	97	24	65	8	60	28	30	2	60	28	30	2	▲ 38.1%
佐賀県	49	7	37	5	20	10	10	0	20	10	10	0	▲ 59.2%
長崎県	79	8	70	1	21	13	8	0	21	13	8	0	▲ 73.4%
熊本県	94	11	62	21	45	14	23	8	45	14	23	8	▲ 52.1%
大分県	58	11	36	11	18	14	3	1	18	14	3	1	▲ 69.0%
宮崎県	44	9	28	7	26	9	14	3	26	9	14	3	▲ 40.9%
鹿児島県	96	14	73	9	43	19	20	4	43	19	20	4	▲ 55.2%
沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19	41	11	11	19	▲ 22.6%
計	3,232	670	1,994	568	1,727	786	757	184	1,718	790	745	183	▲ 46.8%

都道府県名	H11.3.31 1万人未満 団体数（構成比）		H22.3.31 1万人未満 団体数（構成比）		H26.4.5 1万人未満 団体数（構成比）		減少率 (H11→H26)
北海道	147	(69.3%)	118	(65.9%)	122	(68.2%)	▲ 17.0%
青森県	36	(53.7%)	13	(32.5%)	14	(35.0%)	▲ 61.1%
岩手県	24	(40.7%)	9	(26.5%)	10	(30.3%)	▲ 58.3%
宮城県	29	(40.8%)	5	(14.3%)	6	(17.1%)	▲ 79.3%
秋田県	43	(62.3%)	8	(32.0%)	9	(36.0%)	▲ 79.1%
山形県	17	(38.6%)	14	(40.0%)	14	(40.0%)	▲ 17.6%
福島県	52	(57.8%)	29	(49.2%)	33	(55.9%)	▲ 36.5%
茨城県	15	(17.6%)	1	(2.3%)	2	(4.5%)	▲ 86.7%
栃木県	7	(14.3%)	1	(3.7%)	0	(0.0%)	▲ 100.0%
群馬県	24	(34.3%)	10	(28.6%)	11	(31.4%)	▲ 54.2%
埼玉県	14	(15.2%)	3	(4.7%)	3	(4.8%)	▲ 78.6%
千葉県	18	(22.5%)	7	(13.0%)	8	(14.8%)	▲ 55.6%
東京都	11	(27.5%)	11	(28.2%)	11	(28.2%)	0%
神奈川県	2	(5.4%)	2	(6.1%)	3	(9.1%)	50.0%
新潟県	59	(52.7%)	6	(20.0%)	6	(20.0%)	▲ 89.8%
富山県	12	(34.3%)	1	(6.7%)	1	(6.7%)	▲ 91.7%
石川県	18	(43.9%)	2	(10.5%)	2	(10.5%)	▲ 88.9%
福井県	17	(48.6%)	2	(11.8%)	3	(17.6%)	▲ 82.4%
山梨県	40	(62.5%)	9	(33.3%)	9	(33.3%)	▲ 77.5%
長野県	76	(63.3%)	41	(53.2%)	43	(55.8%)	▲ 43.4%
岐阜県	56	(56.6%)	7	(16.7%)	8	(19.0%)	▲ 85.7%
静岡県	15	(20.3%)	5	(14.3%)	5	(14.3%)	▲ 66.7%
愛知県	19	(21.6%)	4	(7.0%)	4	(7.4%)	▲ 78.9%
三重県	30	(43.5%)	5	(17.2%)	5	(17.2%)	▲ 83.3%
滋賀県	19	(38.0%)	3	(15.8%)	3	(15.8%)	▲ 84.2%
京都府	21	(47.7%)	6	(23.1%)	6	(23.1%)	▲ 71.4%
大阪府	2	(4.5%)	2	(4.7%)	2	(4.7%)	0%
兵庫県	35	(38.5%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	▲ 100.0%
奈良県	24	(51.1%)	18	(46.2%)	18	(46.2%)	▲ 25.0%
和歌山県	30	(60.0%)	11	(36.7%)	13	(43.3%)	▲ 56.7%
鳥取県	31	(79.5%)	7	(36.8%)	7	(36.8%)	▲ 77.4%
島根県	45	(76.3%)	8	(38.1%)	8	(42.1%)	▲ 82.2%
岡山県	50	(64.1%)	4	(14.8%)	4	(14.8%)	▲ 92.0%
広島県	53	(61.6%)	2	(8.7%)	3	(13.0%)	▲ 94.3%
山口県	33	(58.9%)	3	(15.8%)	3	(15.8%)	▲ 90.9%
徳島県	31	(62.0%)	7	(29.2%)	9	(37.5%)	▲ 71.0%
香川県	17	(39.5%)	2	(11.8%)	2	(11.8%)	▲ 88.2%
愛媛県	45	(64.3%)	3	(15.0%)	4	(20.0%)	▲ 91.1%
高知県	37	(69.8%)	19	(55.9%)	19	(55.9%)	▲ 48.6%
福岡県	24	(24.7%)	8	(13.3%)	9	(15.0%)	▲ 62.5%
佐賀県	26	(53.1%)	5	(25.0%)	5	(25.0%)	▲ 80.8%
長崎県	56	(70.9%)	2	(9.5%)	2	(9.5%)	▲ 96.4%
熊本県	58	(61.7%)	15	(33.3%)	17	(37.8%)	▲ 70.7%
大分県	38	(65.5%)	1	(5.6%)	2	(11.1%)	▲ 94.7%
宮崎県	19	(43.2%)	8	(30.8%)	9	(34.6%)	▲ 52.6%
鹿児島県	58	(60.4%)	17	(39.5%)	17	(39.5%)	▲ 70.7%
沖縄県	26	(49.1%)	18	(43.9%)	18	(43.9%)	▲ 30.8%
計	1,559	(48.2%)	482	(27.9%)	512	(29.8%)	▲ 67.2%

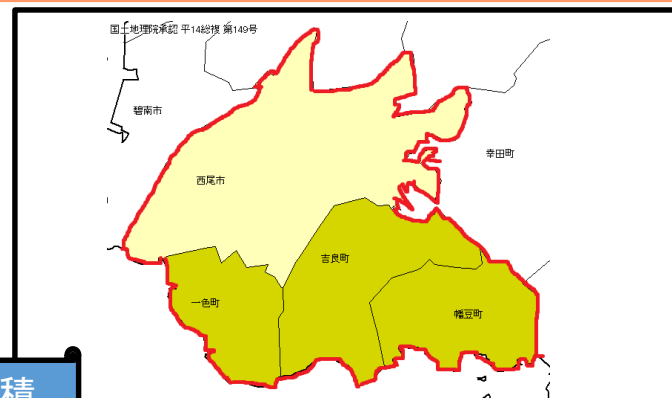
※1万人未満の市町村数は、国勢調査人口による。(H11.3.31：H12国勢調査人口、H22.3.31：H22国勢調査人口、H26.4.5：H27国勢調査人口)

参考資料

＜参考＞愛知県西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合併

合併の概要

- 新市町村名 西尾市
- 合併の方式 編入合併
(一色町、吉良町及び幡豆町を廃し、西尾市に編入)
- 合併年月日 平成23年4月1日
- 合併の経緯
平成21年12月「西尾市・幡豆郡三町合併協議会
(法定協議会)」設置
平成22年 9月 合併関係市町の議会で合併議案を可決
平成22年12月 廃置分合に係る愛知県議会の議決
愛知県知事による廃置分合の決定



新市の人口・面積

市町村名	人口 (人) (H22国調)	面積 (km ²) (H22国土地理院)	人口密度 (人/km ²)
西 尾 市	106,823	75.78	1,409.65
一 色 町	23,825	22.53	1,057.48
吉 良 町	22,298	35.98	619.73
幡 豆 町	12,352	26.05	474.17
西 尾 市	165,298	160.34	1,030.92

本庁・支所

旧西尾市区域に本庁、旧3町役場に支所（一色支所、吉良支所、幡豆支所）

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
西尾市 24人
一色町 14人
吉良町 12人
幡豆町 10人
(計 60人)

- 合併時
・在任特例・定数特例は活用せず、地方自治法本則に基づき新西尾市議会の議員定数を34人。編入する旧3町の議会議員は合併と同時に失職。
・合併後、旧3町の区域を選挙区として増員選挙を実施（増員数：10人(旧一色町4人、旧吉良町4人、旧幡豆町2人)）。

- 合併後
・合併後、最初に行われる一般選挙から、左記選挙区を廃止し、一つの選挙区で選挙を実施（定数30人）。

地方税の取扱い

- ・差異のある固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市町民税、市町たばこ税、特別土地保有税は西尾市の例、入湯税は吉良町の例による。
- ・旧3町の市街化区域の農地は、合併特例法により合併の翌年度から5年間は合併前の課税を継続。平成29年度の課税から特定市街化区域農地課税を適用。

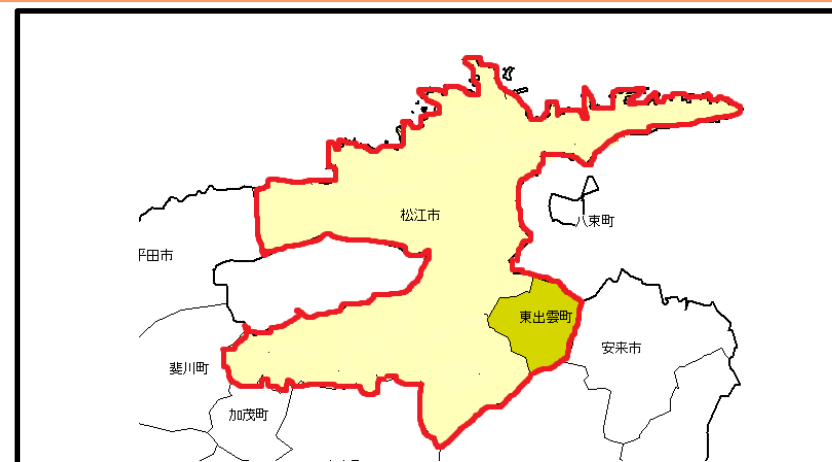
地域自治組織

地域審議会、地域自治区、合併特例区のいずれも設置しない。

＜参考＞島根県松江市、東出雲町の合併

合併の概要

- 新市町村名 松江市
- 合併の方式 編入合併（東出雲町を廃し、松江市に編入）
- 合併年月日 平成23年8月1日
- 合併の経緯
 - 平成22年 3月 東出雲町の住民団体が法定協議会設置の直接請求
 - 平成22年 4月 法定協議会設置議案について松江市議会が可決
 - 法定協議会設置議案について東出雲町議会が否決
 - 平成22年 5月 東出雲町長が請求した法定協議会設置の住民投票で賛成多数により法定協議会設置決定
 - 平成22年 6月 「松江市・東出雲町合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成22年 8月 両市町の議会が廃置分合関連議案を可決
 - 平成22年12月 島根県議会が両市町の廃置分合に係る議案を可決
 - 島根県知事が両市町の廃置分合を決定



新市の人口・面積

市町村名	人口（人） （H22国調）	面積（km ² ） （H22国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）
松江市	194,258	530.35	366.28
東出雲町	14,355	42.64	336.66
松江市	208,613	572.99	364.08

本庁・支所

旧松江市区域に本庁、旧東出雲町役場に支所（東出雲支所）

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
 - 松江市 34人
 - 東出雲町 16人
 - （計 50人）

- 合併時
 - ・定数特例を活用し、松江市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議員定数を2人増加し36人とし、合併後、東出雲町を区域とする選挙区を設け、増員選挙を実施（H23.8増員選挙実施）。

- 合併後
 - ・合併後、最初に行われる一般選挙から、一つの選挙区で選挙を実施（定数34人）。

地方税の取扱い

- ・法人市町民税、軽自動車税は、合併年度及びこれに続く5年度に限り現行の税率を採用し不均一課税とし、平成29年度から均一課税。
- ・旧東出雲町区域の都市計画税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り課税しないこととし、平成29年度から課税。

地域自治組織

旧東出雲町区域に地域審議会の機能を包含した地域協議会を10年間設置（平成32年度まで）。

<参考>岩手県一関市、藤沢町の合併

合併の概要

- 新市町村名 一関市
- 合併の方式 編入合併（藤沢町を廃し、一関市に編入）
- 合併年月日 平成23年9月26日
- 合併の経緯
 - 平成21年 6月 一関市・藤沢町合併研究会（任意協議会）を設置（平成22年1月までに6回の研究会を開催）
 - 平成22年 2月 両市町において住民懇談会を開催（一関市7回、藤沢町9回）
 - 平成22年 3月 両市町議会において、法定協議会設置議案可決
 - 平成22年 4月 「一関市・藤沢町合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成22年12月 両市町議会において廃置分合関連議案を可決
 - 平成23年 3月 岩手県議会が両市町の廃置分合に係る議案を可決
岩手県知事が両市町の廃置分合を決定



新市の人口・面積

市町村名	人口（人） （H22国調）	面積（km ² ） （H22国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）
一 関 市	118,578	1,133.10	104.65
藤 沢 町	9,064	123.15	73.60
一 関 市	127,642	1,256.25	101.61

本庁・支所

旧一関市に本庁、旧藤沢町（自治センター）に支所（藤沢支所）

議会議員の取扱い

○合併前の議員定数
一関市 34人
藤沢町 10人
（計 44人）

○合併時
・定数特例を活用し、一関市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議員定数を3人増加し37人とし、合併後、藤沢町を区域とする選挙区を設け、増員選挙を実施（H23.11増員選挙実施）。

○合併後
・合併後、最初に行われる一般選挙から、一つの選挙区で選挙を実施（定数30人）。

地方税の取扱い

- ・法人市民税の法人税割の税率は、地方税法の制限税率を適用し、14.7%とする。ただし、旧藤沢町域については、激変緩和措置として合併が行われた日の属する年度から3年度間に限り、不均一課税とする。

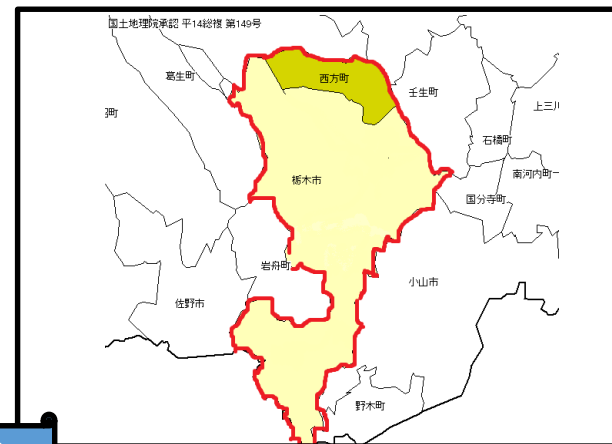
地域自治組織

旧藤沢町区域に地域自治区（合併特例法）を設置（平成24年度まで）。

<参考> 栃木県栃木市、西方町の合併

合併の概要

- 新市町村名 栃木市
- 合併の方式 編入合併（西方町を廃し、栃木市に編入）
- 合併予定日 平成23年10月1日
- 合併の経緯
 - 平成22年7月 「栃木市・西方町合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成22年11月 両市町議会で合併議案を可決
 - 平成22年12月 廃置分合に係る栃木県議会の議決
栃木県知事による廃置分合の決定



本庁・支所

旧栃木市に本庁、旧西方町役場に支所（西方総合支所）

新市の人口・面積

市町村名	人口（人） （H22国調）	面積（km ² ） （H22国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）
栃木市	139,262	252.83	550.81
西方町	6,521	32.00	203.78
栃木市	145,783	284.83	511.82

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
 - 栃木市 31人
 - 西方町 10人
 - （計 41人）

- 合併時
 - ・在任特例・定数特例は活用せず、地方自治法本則に基づき新栃木市議会の議員定数を34人とする。
 - ・合併後、旧西方町の区域を選挙区（定数3人）として増員選挙を実施。

- 合併後
 - ・合併後、最初に行われる一般選挙から、一つの選挙区で選挙を実施（定数30人）。

地方税の取扱い

両市町で差異のある軽自動車税、入湯税については、栃木市の例により合併時に統合。

地域自治組織

- ・旧西方町区域に地域自治区（合併特例法）を設置（平成26年度まで）。
- ・平成27年度から「栃木市地域づくり推進条例」に基づき、市の附属機関として地域会議（審議会）を設置。

＜参考＞栃木県栃木市、岩舟町の合併

合併の概要

- 新市町村名 栃木市
- 合併の方式 編入合併（岩舟町を廃し、栃木市に編入）
- 合併予定日 平成26年4月5日
- 合併の経緯
 - 平成22年 6月 岩舟町で栃木市との合併協議会設置について直接請求
 - 平成22年 9月 合併協議会設置議案：栃木市議会可決、岩舟町議会否決
 - 平成22年12月 岩舟町で栃木市との合併協議会設置協議についての住民投票実施を求める直接請求
 - 平成23年 1月 岩舟町で栃木市との合併協議会設置の是非を問う住民投票実施、賛成多数により法定協議会設置決定
 - 平成23年 4月 「栃木市・岩舟町合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成25年 2月 両市町議会で廃置分合関連議案を可決
 - 平成25年 6月 廃置分合に係る栃木県議会の議決
栃木県知事による廃置分合の決定



新市の人口・面積

市町村名	人口（人） （H22国調）	面積（km ² ） （H22国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）
栃 木 市	145,783	284.83	511.82
岩 舟 町	18,241	46.74	390.27
栃 木 市	164,024	331.57	494.69

※栃木市の人口・面積については、H22国調・H22国土地理院に、H23.10.1合併の西方町人口を足した数値とする。

本庁・支所

旧栃木市に本庁、旧岩舟町役場に支所（岩舟総合支所）

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
 - 栃木市 34人
 - 岩舟町 14人
 - （計 48人）

○合併時

- ・岩舟町議会議員は合併の日の前日をもって失職。栃木市議会議員は平成26年4月24日任期満了。
- ・合併後、最初に行われる一般選挙（H26.4.20執行）に限り、合併前の栃木市を区域とする選挙区（定数30人）及び岩舟町を区域とする選挙区（定数4人）を設ける。

○合併後

- ・平成30年4月22日執行の選挙では、一つの選挙区で選挙を実施（定数30人）。

地方税の取扱い

- ・両市町で差異のある軽自動車税、鉱産税、入湯税については、栃木市の例により合併時に統合。
- ・旧岩舟町区域の都市計画税については、激変緩和措置として平成29年度までは不均一課税とするが、平成30年度から均一課税。

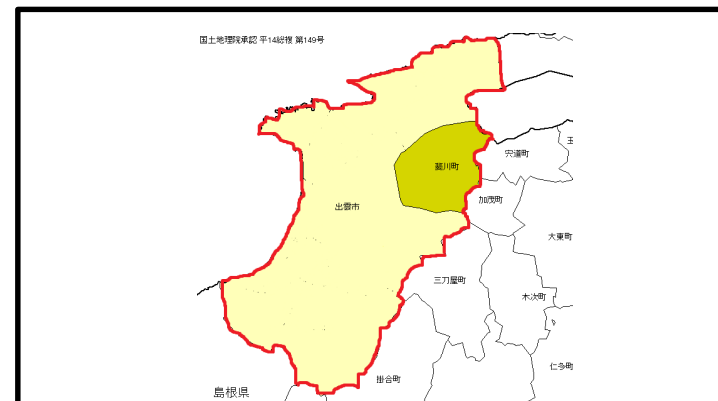
地域自治組織

- ・旧岩舟町区域に地域自治区（合併特例法）を設置（平成26年度まで）。
- ・平成27年度から「栃木市地域づくり推進条例」に基づき、市の附属機関として地域会議（審議会）を設置。

＜参考＞島根県出雲市、斐川町の合併

合併の概要

- 新市町村名 出雲市
- 合併の方式 編入合併（斐川町を廃し、出雲市に編入）
- 合併予定日 平成23年10月1日
- 合併の経緯
 - 平成22年 2月 斐川町内の住民団体が法定協議会の設置を直接請求
 - 平成22年 3月 法定協議会設置議案：出雲市議会可決、斐川町議会否決
 - 平成22年 4月 斐川町長が請求した住民投票で賛成多数により法定協議会設置決定
 - 平成22年 5月 「出雲市・斐川町合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成22年10月 斐川町合併の是非を問う住民投票実施（賛成9,743 反対5,991）
斐川町議会が廃置分合関連議案を否決
 - 平成22年11月 斐川町で町議会解散請求に必要な代表者証明書を交付
両市町議会で廃置分合関係議案を可決
 - 平成22年12月 島根県議会が両市町の廃置分合に係る議案を可決
島根県知事が、両市町の廃置分合を決定



新市の人口・面積

市町村名	人口（人） (H22国調)	面積（km ² ） (H22国土地理院)	人口密度 (人/km ²)
出 雲 市	143,796	543.48	264.58
斐 川 町	27,689	80.64	343.37
出 雲 市	171,485	624.12	274.76

本庁・支所

旧出雲市に本庁、旧斐川町役場に支所（斐川支所）

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
 - 出雲市 34人
 - 斐川町 16人
 - （計 50人）

○合併時

- ・定数特例を活用し、出雲市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議員定数を6人増加し40人とし、合併後、斐川町を区域とする選挙区を設け、増員選挙を実施（H23.10増員選挙実施）。

○合併後

- ・合併後、最初に行われる一般選挙から、一つの選挙区で選挙を実施（定数32人）。

地方税の取扱い

- ・出雲市が独自に実施する新築住宅に対する固定資産税の課税免除については、出雲市の制度を適用。
- ・都市計画税については、新市においても現行のとおり適用する。新市全体における都市計画税のあり方については、今後の都市計画事業等の事業計画を考慮しながら検討する。

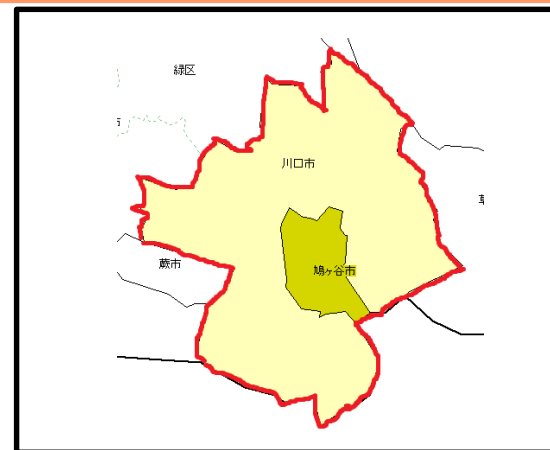
地域自治組織

旧斐川町区域に地域自治区（一般制度）を設置（平成28年度まで）。

＜参考＞埼玉県川口市、鳩ヶ谷市の合併

合併の概要

- 新市町村名 川口市
- 合併の方式 編入合併（鳩ヶ谷市を廃し、川口市に編入）
- 合併年月日 平成23年10月11日
- 合併の経緯
 - 平成22年9月 「川口市・鳩ヶ谷市合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成23年2月 鳩ヶ谷市議会において廃置分合関連議案を可決
 - 平成23年3月 川口市議会において廃置分合関連議案を可決
 - 平成23年7月 廃置分合に係る埼玉県議会の議決
埼玉県知事による廃置分合の決定



本庁・支所

旧川口市に本庁舎、旧鳩ヶ谷市役所に分庁舎（鳩ヶ谷庁舎）

新市の人口・面積

市町村名	人口（人） （H22国調）	面積（km ² ） （H22国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）
川口市	500,598	55.75	8,979.34
鳩ヶ谷市	60,908	6.22	9,792.28
川口市	561,506	61.97	9,060.93

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
 - 川口市 40人
 - 鳩ヶ谷市 15人
 - （計 55人）

- 合併時
 - ・定数特例を活用し、川口市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議員定数を5人増加し45人とし、合併後、鳩ヶ谷市を区域とする選挙区を設け、増員選挙を実施（H23.11増員選挙実施）。

- 合併後
 - ・合併後、最初に行われる一般選挙から、一つの選挙区で選挙を実施（定数42人）。

地方税の取扱い

- ・両市で差異のある事業所税及び入湯税については、川口市の制度を適用。ただし、旧鳩ヶ谷市域における事業所税については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く2年度は課税しない。

地域自治組織

地域審議会、地域自治区、合併特例区のいずれも設置しない。